

再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告した諸点について知事並びに関係理事者に質問いたします。

最初に、昨日投開票されました総選挙について一言いたします。

今回の総選挙は、国民多数の声を無視して消費税増税や原発再稼働、オスプレイの配備などを強行した国民不在の政治を転換するのかどうか、また公約の裏切りや政党の離合集散が進む中で、政党のあり方がきびしく問われました。選挙の結果は、民主党の歴史的な敗北という形で、厳しい審判が下されました。

日本共産党は、国民不在の政治の根っこにある財界中心、アメリカいいなりの自民党型政治を大本からただし、国民が主人公の政治をつくるビジョンを示すとともに、企業・団体献金や政党助成金を受け取らず、ブレずにかんばる政党のあり方を訴えて奮闘し、比例代表選挙で8議席を獲得することができました。ご支援いただいたみなさんに心からお礼申し上げますとともに、今後、選挙で訴えました公約の実現に向けて全力を尽くす決意を表明するものであります。

それでは、質問に入ります。まず再生可能エネルギーの拡大についてです。再生可能エネルギーについて知事は、原発や火力発電の代わりにならないとしています。本府自身が行なった再生可能エネルギーの可能性調査によっても、大きな可能性があるのではないのでしょうか。例えば太陽光発電で言えば、すべての住宅や公共施設、学校、工場の屋根、耕作放棄地などに設置すれば最大430万kwhの発電出力、年間発電量で45億kwhの可能性。風力発電では、最大270万kwhの出力で、年間48億kwh、小水力で3億kwh、合計すると96億kwhの可能性があり、原発1基分を大きく超えます。府内の電力消費量は概ね180~190億kwhといわれていますので、その約50%の電気を再生可能エネルギーで賄う可能性があるということでもあります。知事、この可能性を排除しない姿勢に立ってこそ、再生可能エネルギーを飛躍的に伸ばせるのではありませんか。いかがですか。お答えください。

再生可能エネルギーを拡大していくことは、現実的に可能であります。日本国内での再生可能エネルギー発電設備の導入状況を見ると、今年4月から10月末までに運転開始した設備容量は、住宅での太陽光88.6万kwhをはじめ全部で115.5万kwh、2012年度末までの政府の導入予測では250万kwhになります。新聞報道によると、関西電力への再生可能エネルギーの買取申請は、10月末時点で96件、56万kwhの申し出が寄せられており、すでに買取枠の40万kwhを上回っています。これは、関電が稼働させている再生可能エネルギー発電所の総出力の52倍です。このように自然エネルギーの普及が急速に進む現実的な可能性があります。

知事が本府自身の再生可能エネルギーの可能性調査の結果を積極的に受け止めようとしなないのは、あくまでも原発に依存する姿勢があるからではありませんか。本府のエコエネルギー戦略推進会議の議論では、原発を2030年代まで存続させることが前提になっています。こうした姿勢を改め、原発即時ゼロの政治決断を行うべきです。そして、再生可能エネルギーの可能性を現実のものにする決意を固め、具体的な計画をつくる必要があります。いかがですか、お答えください。

次に、再生可能エネルギーを飛躍的に拡大していく対策についてです。本府の可能性調査では、建設費の見込みも明らかにしています。太陽光発電を430万kwh建設すると、なんと約2兆円の事業規模になります。風力発電を270万kwh建設しますと、約8100億円の事業規模になります。再生可能エネ

ルギーの建設は、新たな経済再生の起爆剤になるということです。問題は、これらの建設事業を他府県の大企業にもっていかれるのではなく、府内の中小企業に発注し、中小企業の仕事おこしと地域経済活性化に結びつけることが大切であります。

現在、府内の市町村で住宅用太陽光発電設備導入補助を行っているのは 15 市町です。例えば久御山町は、1kwh あたり 3 万円で 15 万円を限度に補助しています。すべての市町村で補助制度を確立し、府民すべてが補助を受けられるようにするとともに、京都府内の中小零細企業に工事を発注するものについては、本府独自の設置補助を行ってはいかがでしょうか。多くの住民が居住する分譲マンションや賃貸マンション、中小企業の建築物に太陽光発電設備を設置することに対しても、地元業者に発注するものは積極的に助成してはどうか。太陽光発電施設のメンテナンスについても支援を検討すべきです。いかがですか。

さらに、エネルギーの地産地消をすすめ、地域の街路灯などを太陽光発電でまかなおうという地域コミュニティの取り組みについても、積極的に支援すべきです。また中小企業が再生可能エネルギーの商品開発や事業家に積極的に援助していく仕組みも作る必要があると考えますが、いかがですか。本府自身のとりくみについては、公共施設での太陽光発電を最大限設置する計画を立てるべきです。あわせてお答えください。

次に、電力供給体制の改革についてです。再生可能エネルギーの普及を大規模に進めていくと、大中小の多様な発電所が各地に無数に誕生することになり、発送電分離などの電力供給体制の改革に直ちに着手する必要があると考えます。本府として国に要望すべきと考えますが、どうでしょうか。

「電力自由化」の名のもとに、すべてを規制緩和と市場原理・競争にゆだねるというやり方では、再生可能エネルギーの普及は進みません。固定買取制度や送電事業者への接続義務などのルールを強化する必要があると考えます。また、再生可能エネルギーによる発電事業に、官民間わず、大中小の幅広い事業者、市民が参入できるようにするとともに、公共性が高く、地域独占になる送電事業は、公的管理のもとに置く電力体制にする改革が必要であります。いかがお考えですか、お答えください。

次に電気料金の問題です。政府や電力業界は、「電力不足」という脅しが通用しなくなったら、「原発ゼロで電気料金が 2 倍になる」などと言い出しています。この原発擁護論は二重三重のごまかしです。政府が公表した 2030 年の電気料金は、試算した機関によって大きく異なります。「2 倍になる」というのは、地球環境産業技術研究機構の試算ですが、それも「現在月額 1 万円の家庭の電気料金が、2030 年に原発ゼロだと 2 万円、原発 20~25%だと 1 万 8000 円」というものですから、「原発ゼロ」でも全原発を稼働させても電気料金はあまり変わらないという試算です。国立環境研究所の試算では、原発ゼロでも、20~25%でも、2030 年の料金は月額 1 万 4000 円と変わりません。

「再生可能エネルギーが高い」という議論も正しくありません。もちろん、初期投資には一定の費用がかかりますが、大規模な普及と技術開発が進めば、そのコストは大幅に低下していきます。ドイツでは、太陽光発電の価格は、2004~2012 年の間に 4 割程度へと大幅に下り、風力でも継続的に引き下げられ 10 年間で 8 割程度になりました。

NEDO の再生可能エネルギー技術白書によると、日本でも 2020 年には風力発電コスト(陸上)が 1kwh 時当たり 7~11 円となり、現在の火力発電コストを下回る可能性があると考えられています。

原発こそ本質的に「高コスト」であることは、今回の原発事故でも明らかになったことです。いったん大事故が起きれば、その賠償や除染、事故を起こした原発の管理などに莫大な費用がかかります。さらに、使用済み核燃料を長期間保管し続けることなど、将来の大きなコストがあります。

国民は、電気料金の問題も冷静に見ています。政府の行った「討論型世論調査」では、「コスト高に

なっても、再生エネルギーや省エネルギーを進めるべきだ」は、賛成が 50.4%に対して、反対が 9.6%。世論調査でも、「原発の割合をゼロ%にするために電気料金の追加負担」を容認する人が 55%となっています（「朝日」8月28日）。当面のコスト増はあっても、再生可能エネルギーの大規模な普及をすすめるべきだという意見が多数であり、政府や財界の「値上げ」の脅しは通用していません。

知事は、再生可能エネルギーのコスト、原発のコストについてどのように考えておられますか。お伺いいたします。

ところで、関西電力は来年4月から電気料金を平均 11.88%値上げすることを発表しました。私はいくつかの点で大きな問題があると考えます。ひとつは、福島原発の事故を契機として、全国の原発の安全性が大問題となり、大飯原発が津波の防潮堤や免震事務棟ができていないなど原発の安全対策が極めて不十分であることが明らかになったために、関西電力の原発が止められたのであります。原発が止まったことによる経費増や収入減の責任は、住民にあるのではなく、関西電力にあることは明白です。電気料金を値上げする理由は成り立ちません。関西電力には、1兆 1835億円の純資産があるわけですから、今回の経常損益は会社の内部努力でまかなうべきであります。

ふたつには、電気料金が総括原価方式でかかった経費をすべて電気料金に転嫁できる仕組みそのものが問題です。電源三法に基づく地方への交付金が電気料金に含まれていることも問題です。三つには、そもそも、日本の火力発電のコストは高すぎます。天然ガスを高い価格で買い続けているからです。日本の電力会社は、天然ガス価格を日本向け原油平均価格にリンクする方式で契約しています。このため、国際的には天然ガス価格が、シェールガスの開発で低下する傾向にあるにもかかわらず、原油価格高騰のために、日本は不当に高い価格で天然ガスを買っているのです。東京電力でいえば、対米販売価格の9倍もの価格で購入しています。天然ガスの買い取り価格は、国際的な価格水準を反映する仕組みにするようあらためるべきです。

先の決算委員会でも関西電力の電気代値上げが問題となり、与党議員から中小企業の経営に大きな支障となるとの指摘が行われました。この際知事として、中小企業の経営と府民の暮らしを守るために、関西電力に対して、電気料金の値上げを行わないように要請するとともに、国に対し電気料金の総括原価方式や天然ガス買取価格の抜本の見直しを行うよう強く働きかけるべきであります。いかがですか、お答えください。

【知事】再生可能エネルギーについてですが、地球上のあらゆる生命とエネルギーの源は太陽エネルギーであり、そこから生まれる太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーが持続可能エネルギーとして、大きな可能性を持っていることは言うまでもありません。しかし、これまで何度も答弁してまいりますが、たとえば太陽光発電は夜間や悪天候のもとでは発電できない、風力発電も風況、気象により大きく左右されるなど、現在の技術力では再生可能エネルギーは安定性に大きな課題を抱えています。発電量について、ただいまの質問では京都の再生可能エネルギーの導入可能性調査をもとにお話しをされたわけですが、この調査のやり方というのは、たとえば太陽光ですとありとあらゆる壁と屋根に耕作放棄地すべてに、太陽光を発電できる場合を想定して、しかしその中で実際は強度不足の住宅とか、うまく利用できない土地もたくさんありますよという前提をたてて、絞り込みをおこなって最終的な結論としましては、導入可能な年間の発電量をだいたい 30億 kwh というように見積っている。途中だけの結論では、専門家の方々も絞り込みをやっているわけですから、最終的な結論はそうなっているというのはご存知のとおりだと思います。これが導入可能性調査の結論でありまして、定格出力 100万 kwh の原子力発電 1基の年間発電量のだいたい 4割程度ということになります。現在フル稼働している舞鶴火力発電所の 180万 kwh と比べましても、現時点ではまだ基幹的なエネルギーとするには問題があるこ

とは事実だと思っております。しかし、再生エネルギーの未来はこれからであります。京都府といたしましては、こうした導入可能性調査の結果や、それぞれの再生可能エネルギーの特性も踏まえ、またこれから技術力もどんどん上がってくるわけでありますから、エネルギーの地産地消、地域の活性化などの観点から、とにかくエネルギーソースの最大限の活用をはかっていくための、アクションプランとしての再生可能エネルギー戦略を作成しているところです。「けいはんな」のメガソーラーをはじめ、省エネ、創エネによる新たなビジネスモデルを支援するグリーンカンパニーの育成事業、さらには海藻からのメタンハイドレードまで、幅広く先駆的な取り組みをしっかりと進めていきたいと思っております。

また、京都エコエネルギー戦略についてですが、国民生活や経済活動に不可欠なエネルギーの安定確保を図ると共に、多くの国民が望んでいる原発に依存しない社会をどういう形で実現していくのかを、このため京都府として何ができるのかということ念頭において、検討を進めているところです。エコエネルギー戦略の作成を通じて再生可能エネルギーの普及拡大による、創エネやエネルギーの効率的利用による省エネ、更には LNG など既存エネルギー供給力の増強を 3 本柱として持続可能なエネルギー社会のモデルを京都から発信してまいりたいと考えているところです。

【文化環境部長】再生可能エネルギーについてであります。京都府では住宅用太陽光発電の普及を支援するため、スマートエコハウス低利融資や関西広域連合との連携によるエコポイント事業を実施しますと共に、中小企業等に対しても、中小企業者エコ経営促進補助事業や太陽光発電の設備を対象とした特別融資制度などにより、導入支援を実施しているところであります。このような施策に加えまして、今年の 7 月にスタートしました固定価格買い取り制度も強い追い風となりまして、太陽光発電の本年度上半期の設置数は、昨年同期比約 1.6 倍のペースで順調に伸びております。この固定価格買い取り制度なども合わせて活用しながら、家庭はもとより集合住宅や中小企業者の太陽光発電の導入拡大を図ることにより、地元の施行業者等の設置工事やメンテナンス業務の受注拡大につながるものと考えております。

地域コミュニティの取り組み支援につきましては、京都府では平成 21 年度以降、おひさまエコタウン応援事業などにより、市町村役場や公民館、保育所等対象に、これまで府内 21 市町で 23 基の太陽光発電、346 台の防犯用ソーラーライトの整備を支援してきたところであり、導入された設備などを利用して地域において地域環境学習や省エネ活動などの取り組みが進められております。

また、再生可能エネルギーや省エネに関連する新たな商品開発や、ビジネスモデルづくりに取り組む中小企業等支援するため、京都産業エコエネルギー推進機構と連携しまして、本年度からグリーンカンパニー育成事業を実施しております。太陽光発電の普及拡大のための相談サポートや、人材育成などの事業を支援しており、また京都エコスタイル製品の認定などを通じましてエコエネルギーに貢献する商品開発を支援しているところであります。

府の施設への再生可能エネルギー導入については、これまでから太鼓山風力発電施設、洛南浄化センターのバイオマス発電をはじめ、太陽光発電についても庁舎や府営水道の浄水場、府立学校等でも設置に取り組んでおりますが、さらに災害時の活動拠点施設への蓄電池の一体的な導入や府施設の屋根、土地を活用した民間による太陽光発電の設置など、様々な手法を盛り込んだ地球温暖化対策プラン、府庁の省エネ・創エネ実行プランで今年度策定しているところであります。これに基づき取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

次に電力供給体制の改革についてですが、京都府ではこれまで関西広域連合の今後のエネルギー政策の確立に向けた声明、今年の 8 月でございます、国の予算編成等に対する提案 11 月でございますが、

これなどを通じまして発送電分離を含みます電力制度全体にわたる抜本の見直しを国に要請してきたところであります。

国が9月に公表した革新的エネルギー環境戦略には、発送電分離により再生可能エネルギーやコージェネを含むあらゆる事業者に対して、送配電網を中立・公平に開放する方針などが盛り込まれておりますが、今後の国における電力抑制改革の具体化に向けた議論を十分注視し、再生可能エネルギーの普及拡大などの観点から必要な働きかけを国に対して行ってまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーのコストと原発のコストにつきましては、昨年12月の国のコスト等検証委員会報告によりますと、たとえば大規模太陽光発電は1kwhあたり0.1円から45.8円とされております。一方、原子力発電については8.9円以上で事故費用が不確定であり暫定的な数字とされているところであります。

次に今回の関西電力の電気料金値上げについてであります。京都府として中小企業の経営や府民生活に深刻な影響を与えない上げ幅にするなど、さらなる努力を関西電力に対しまして機会あるごとに要請しているところであります。

また、総括原価方式の見直しなどの電力システム改革や国際水準からみて、高いわが国の天然ガス買い取り価格の引き下げを図る仕組みの構築につきましても、国への要請、提案をおこなっているところであります。

【かみね・再質問】2点に絞って再質問します。知事が言われた本府の再生可能エネルギーの結論と言われる30億kwhですが、この計算の前提が太陽光では昭和56年以前の建物を全部除いていますね。この建物というのは426966戸あるわけです。これはすべて太陽光発電は対象しないという前提の計算になっていますから、それこそ非現実的ではないか。耐震改修の取り組みを進めているところでありますから、合わせて設置をしていくという可能性は大いにあるわけで、最初からその可能性を閉ざしてしまう議論になっているのではないかと思います。風力でも京都府の最終結論の前提は平均風速毎秒5.5m以上、7.5mまでの場所をすべて排除しているのですね。これもすべての可能性を汲みつくすそういう姿勢が必要ではないか、もう一度お聞きをしたいと思っております。

もう一点は、太陽光発電補助の問題ですが、15の市町で補助をしているということで、京都府の可能性の結論をやるにしましても、56年以降の建物すべて対象にして太陽光発電設備を設置するとういう前提ですから、それをやるにしても府民のみなさん個人個人の太陽光発電を設置しようという意欲を促進し、それを応援する施策がなければ進まないわけで、それを進めようというのが市町の設置補助金の取り組みです。そういう市町村を支援するということこそ京都府の役割ではないかと思います。太陽光発電を本当に取り組むということと、市町村への支援、同時に地元の企業に仕事を発注していくという角度から、融資だけでなく補助を改めて検討するべきではないか、再答弁求めます。

【知事・再答弁】可能性調査ですけど、逆に言うと56年以降の屋根とか壁、全部付けるという前提なのです。それはハッキリ言って無理な話でありますし、風力につきましても風向きや安定性や事業性とか希少生物の存在も全部考慮してない中で全部やりますよ、と言っている話なのです。そういう差引をすれば大体分かってくる話の中で、妥当な線を出しているというのが、多分可能性調査の結論であります。そうした点からすると、無理のあるところまで広げて全部ということではなくて、しっかりと足を地に付けて、ひとつひとつ再生可能エネルギーについてすすめていくという調査の結論というのは尊重すべきだと思っております。

【文化環境部長・再答弁】太陽光発電の市町村への補助ですが、国において固定価格買い取り制度、あるいは補助金がございます。京都府では家庭エコポイントを実施してまいりましたし、現在、関西広域連合

と連携してエコポイント事業実施しています。また、スマートエコハウス低利融資等実施しているところ です。

【かみね・指摘要望】知事の答弁ですが、再生可能エネルギーの可能性を最初から閉ざすということでは具合悪いわけで、現実の問題としてどこまでいけるかとありますが、すべてを視野に入れて計画をたてて取り組んでいくと、こういう姿勢が大切ではないかと思えます。最初から可能性を小さく見て取り組むのは何故なのかという疑問が出てまいります。2030年代まで原発を続けていこうと、原発依存の姿勢がそこにあるからではないか。そこが府民のみなさんに対する太陽光発電の設置補助の取り組みなど消極的になっている背景にあるのかなという疑問を改めて持ったわけで、そういう姿勢を変えてこれからは再生可能エネルギーに変えていくのだと強い姿勢を示していただきたいと思えます。

京都農業協同組合の不当労働行為について

【かみね】次に、本府が監督責任のある京都農業協同組合の不当労働行為について質問します。わが議員団は、府議会でこの問題をたびたび取り上げ、本府に解決への指導監督を求めてきましたが、本府はいつかんと放置し、事実上擁護する姿勢に終始してきました。しかし、さる11月30日、最高裁判所は、京都農業協同組合が、高裁判決を不服として行っていた上告申立の不受理を決定しました。京都農協会長中川泰宏氏が主導した、卑劣な労働組合つぶしは、違法な不当労働行為として5たび断罪され、判決が確定したのであります。私は、改めて事態の経過を振り返り、本府としての指導監督を求めたいと思えます。

この裁判は、2005年4月の京都農協の京都丹後農協吸収合併を前後して、中川会長らが京都丹後農協労働組合に対し、労働組合つぶし、労組幹部への個人攻撃、団体交渉拒否、第2組合づくりなど、悪質な不当労働行為を重ねたことが発端でした。

2004年12月24日に労働組合が京都府労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行ったのに対し、京都府労働委員会は、2007年4月18日、「被申立人は誠実かつ速やかに団体交渉に応じなければならない。…被申立人は、京都農業協同組合労働組合に対して労働組合事務所を貸与しなければならない」。そして、「京都府労働委員会から不当労働行為であると認定された事態を重く受け止め、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します」との内容を記載した文書を申立人に手渡さなければならないと命令しました。

この後も、中央労働委員会、東京地裁、東京高裁はいつかんと京都農協の不当労働行為を断罪し改善命令を発してきました。ところが、今に至るも京都農協は、この命令を誠実に履行しようとしていません。法令を順守すべき京都農協が判決や命令を無視し続けるという異常事態が8年にわたって続いているのであります。

中央労働委員会は、労働組合法第27条の20に基づいて、東京地裁に対し、京都農協が京都府労働委員会の命令を守るよう求める「緊急命令」の申し立てを行い、2010年5月28日、東京地裁は「緊急命令」を決定しました。その後、中央労働委員会は「緊急命令」の履行状況を調査しましたが、今年8月24日、緊急命令は不履行であるとの通知を京都地裁に行いました。この通知文では、団体交渉については緊急命令以降、計19回の団体交渉が実施されているが、履行義務者の対応の誠実性についてはいまだ疑問の余地があると指摘し、組合事務所の貸与については、「緊急命令の発令から2年を経過した現在もなお同事務所の貸与がなされるに至っていない」と緊急命令に従わない状況にあることが報告されました。

さらに、緊急命令不履行通知に対して、京都農協が反論する回答書を提出したことについても、11

月9日、中央労働委員会は、「現在においてもこれを履行していないと判断する」と述べ、「本件緊急命令が履行されず、行政訴訟事件の判決が確定するまで現在の状態が継続することになれば、被審人によって侵害された労組の団結権及び組合員の被る経済的、精神的苦痛は顕著であって、回復することが困難になることは容易に推測しうるところであり、これは労働組合法の趣旨、目的にも反するものである」と厳しく批判する意見書を京都地裁に提出しました。

私は、この中央労働委員会の意見書は非常に重い判断を下したものであると考えます。さらに今回、最高裁判所の判決で不当労働行為を確定したわけですから、京都農協はただちに最高裁判決にもとづき労働組合に対し謝罪するとともに、労働組合との団体交渉や労組事務所の貸与を誠実に行之、労使関係を正常化しなければなりません。

本府として、今回の最高裁判決をどのように受け止めておられますか、京都農協に対して、最高裁判決を順守し、ただちに誠実に実行するよう厳しく指導監督すべきだと思いますが、いかがですか、明確にお答えください。

【農林水産部長】 京都農業協同組合の不当労働行為についてですが、最高裁判所が上告申立ての受理を決定されたことから救済命令が確定されたということでございます。確定判決で指示された救済命令に使用者が従わない時には、中央労働委員会会長が検察官に遅滞なくその旨を通知することとされており、救済命令の履行を促すための罰則も設けられているところであり、京都農業協同組合において適切に対応されるものと考えておりますが、本府といたしましても、救済命令の履行について対応状況を把握し、農業協同組合法に基づき必要に応じた指導をしてまいりたいと考えております。